

平成十四年法律第八十号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条―第十二条)
- 第三章 業務等(第十三条―第二十四条)
- 第四章 雑則(第二十五条―第二十八条)
- 第五章 罰則(第二十九条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等への的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

(定義)

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 鉄道事業 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業及び軌道法(大

正十年法律第七十六号)による軌道事業をいう。

二 鉄道事業者 鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道事業者をいう。

三 新幹線鉄道 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)による新幹線鉄道をいう。

四 主要幹線鉄道 大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。)と地方の中核都市とを連絡する中距離の旅客輸送の需要に応ずる鉄道のうち新幹線鉄道と直接又は間接に接続することにより大都市圏と地方の中核都市間における最も適切な輸送経路を形成し、又は形成することとなるもの及び主として長距離の貨物輸送の需要に応ずる鉄道をいう。

五 都市鉄道 大都市圏その他政令で定める大都市(その周辺の地域を含む。)における旅客輸送の需要に応ずる鉄道(軌道を含む。)をいう。

六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者

ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し(定期傭船を含む。)をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十三条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの

ハ 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)第三条第一項の規定による内航海運業の登録を受けた者

九 十一号)第三号第一項の規定による内航海運業の登録を受けた者

第五條 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

第六條 機構の資本金は、附則第二条第四項並びに第三条第四項及び第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第四項の規定により株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行(以下「旧日本政策投資銀行」という。)から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七條 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

第八條 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれていたときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていたときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

第九條 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

第十條 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。)
- 二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十九条の二第一項第一号(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。)に掲げる業務に限る。)の対象となる事業、第十三条第一項第十号に掲げる業務(流通業務の総合化及び効率化の

促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第二十号の二第一項第一号に掲げる業務に限る。)の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 運輸事業を営む者であつて第十三条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)第十条第一項」とする。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第十一條 機構の役員及び職員は、第十三条第一項第七号、第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員)の地位

第十二條 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
- 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
- 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
- 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道(新幹線鉄道を除く)又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良(以下「大改良」という)を行うこと。
- 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者で使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
- 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
- 九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む)に規定する業務を行うこと。
- 十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務を行うこと。
- 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

- 二 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)第八条第八項又は踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第十九条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
- 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設(軌道施設を含む)の建設又は改良(これらに関する調査を含む)に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の効率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に對し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(次号において「不当廉価建造契約防止法」という)第四条第一項の規定による調査を行うこと。
 - 二 外国船舶製造事業者(不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう)が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 五 機構は、前三項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)第四条第一項に規定する業務を行うこと。

(鉄道施設の貸付け等)

第十四条 機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定による貸付け及び譲渡に關し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合において、通則法第三十条第二項第六号及び第四十八条の規定は、適用しない。(業務の委託)
- 第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受け、第十三条第一項第九号に掲げる業務(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く)及び第十三条第一項第十号に掲げる業務(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、貸付けの決定を除く)の一部を金融機関に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第二十四条第一項及び第三十条において「受託金融機関」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第十六条 削除
- (区分経理事等)
- 第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
 - 一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第四項及び第五項の業務
 - 二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務
 - 三 第十三条第一項第九号及び第十号の業務並びにこれらに附帯する業務
 - 四 第十三条第二項の業務

てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第四号に掲げる業務に係る勘定(以下「助成勘定」という)に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定(以下「建設勘定」という)に繰り入れるものとする。

- 3 機構は、第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)以下「譲渡法」という)第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権(第二十二條において「特定債権」という)に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額(次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という)については、助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用(第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む)の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。
- 一 第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業
- 二 第十三条第一項第五号に掲げる業務に関する事業(附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)以下「旧事業団法」という)第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。
- 4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。
 - 一 特定債権に基づく毎事業年度の支払額
 - 二 次項及び第六項の規定による繰入れ(附則第三条第十項後段の規定によるものを含む)、附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金(旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)以下「旧基金法」という)第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む)の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金(旧基金法第

二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む）の返還があつたときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七條第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号。附則第十一条第二項において「債務等処理法」という。）に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十一項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

5 機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたものを含む。）について、政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

6 機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第二号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるため同項の規定により繰り入れた金額に相当する金額については、後日、政令で定めるところにより、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

7 機構は、第一項の規定にかかわらず、全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止しようとする鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間にお

て新たに他の者が鉄道事業を開始しようとする場合において、当該建設線に係る建設工事の工期が遅延したことに起因して生じた事態に対処するため、第十三条第一項第九号に掲げる業務として当該他の者に対する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の第二項第一号の規定による出資を行うときは、当該出資に要する費用に相当する金額を建設勘定から第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に繰り入れるものとする。

8 機構は、第一項の規定にかかわらず、前項の出資に基づいて取得した株式の全部又は一部を処分したときは、当該株式の処分により生じた収入の額（当該株式の取得に要した費用の額を超える額がある場合には、その額を除く。）に相当する金額を第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から建設勘定に繰り入れるものとする。（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 機構は、助成勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務（前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てることのできる。

2 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項

ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項及び第三項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一 第十三条第一項及び第四項に規定する業務を行うために必要がある場合
二 特定債務の償還等を行うために必要がある場合

2 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

規定に基づき政府が保証契約をすることができずる債務を除く。）について保証することができるとする。

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（財産の処分等の制限）

第二十二条 機構は、通則法第四十八条の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

2 機構は、国土交通大臣の認可を受けた場合でなければ、特定債権の内容を変更することができない。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二條まで並びに第二十四条の規定は、第十三条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条第二項、第二十二條並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。（報告及び検査）

第二十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

みなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第一項から第五項までの規定を適用する。

(本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置)

第九條 旧債務等処理法附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九條第二項第一号に規定する鉄道施設については、機構は、第十四條第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これを無償で貸し付け、又はその貸付料を減額することができる。

(国の無利子貸付け等)

第十條 国は、新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、当分の間、機構に対し、当該事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金に於いて、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6 機構は、第十七條第一項の規定にかかわらず、第一項の規定により貸付けを受けた無利子貸付け金及び第四項の規定により国から交付を受けた補助金については、助成勘定に繰り入れ、これらに相当する金額を建設勘定に繰り入れるものとする。

7 機構は、第十七條第一項の規定にかかわらず、前項の無利子貸付け金の償還時においては、当該無利子貸付け金の償還金に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。(業務の特例)

第十一條 機構は、当分の間、第十三條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 全国新幹線鉄道整備法第四條第一項に規定する建設線(以下この項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六條第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部を廃止した期間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。
- 二 旧事業団法附則第十五條の規定による廃止前の船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)第十九條第一号の規定により改造した国内旅客船を第四條第二十條第一項第五号の規定により建造した貨物船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう近海区域を航行区域とするものに限る。)を旧事業団法第二條第九号の海上貨物運送事業者又は同條第十号の貨物船賃渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。
- 三 内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)第五十八條において準用する同法第八條第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。
- 四 中央新幹線(平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法第七條第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線)をいう。以下この号において同じ。)の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六條第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。
- 五 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

六 附則第三條第十一項の規定による繰入れに必要な費用に充てることにもその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金金を借り入れること。

七 前号の規定による長期借入金金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 機構は、第十三條及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 当分の間、債務等処理法第十三條第一項から第三項まで並びに附則第七條第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。
- 二 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四條第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。
- 三 債務等処理法附則第四條第二号及び第六條第一項に規定する業務を行うこと。
- 四 令和十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五條第一項及び第七條第一項第一号に規定する業務を行うこと。

3 機構は、第十三條及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十條第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七條第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三條第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む)に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4 第十三條第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二條第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つていたもののうち、同條第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同條の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

10 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、

るまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同條第一項中「第十九條第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)以下この条において「機構法」という)第十三條第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」と、「第八條第一項、第九條第一項若しくは」とあるのは「第九條第一項又は」と、「認可又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第五條第一項の規定による認可」とあるのは「認可」と、「鉄道事業者又は軌道事業者」とあるのは「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この条において「機構」という。）」と、同條第二項中「大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。）」とあるのは「機構法第四條第四号に規定する大都市圏」と、「必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり」とあるのは「必要であり」と、「公団」とあるのは「機構」と、同條第四項中「公団」とあるのは「機構」と、「鉄道事業者又は軌道事業者」とあるのは「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」とする。

5 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十條第一項第二号に掲げる業務に関し同條第七項の規定により事業団が締結している協定、同條第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同條第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

6 第一項第四号の規定による貸付け金に於いて、第一項第五号の規定による助成金は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

7 第一項第五号の規定による貸付け金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項第五号の規定による貸付け金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

10 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、

第十一条中「第十号に掲げる業務」とあるのは「第十号並びに附則第十一条第四号に掲げる業務」と、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一号の業務並びに」と、「同条第四項」とあるのは「第十三条第四項」と、同項第二号中「並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項」とあるのは「附則第十一条第一項第二号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十号業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十三条第三項」と、同項第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号から第七号までの業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十号業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第一項第三号の業務」とあるのは「業務並びに附則第十一条第一項第一号から第四号まで及び第七号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十号業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十九条中「第十一条」とあるのは「第十一条（附則第十一条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十号業務並びに第八号及び第九号」とする。

11 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による東京地下鉄株式会社への貸付金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。
（事業の認定）

第十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に必要となるその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、その旨を機構に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

5 旧事業団法第二十二條第二項の規定による認定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（財務大臣との協議）

第十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二條第二項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 附則第十一条第九項の規定により同項の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定めようとするとき。

三 前条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

（日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止）

第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本鉄道建設公団法

二 運輸施設整備事業団法
（日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十五条 旧公団法（第十条を除く。）、旧事業団法（第十一条を除く。）又は旧債務等処理法

（第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は新債務等処理法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十九条 附則第二条から第十五条まで、前二条及び第二十一条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年六月二二日法律第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成一四年二月一八日法律第一八八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月二二日法律第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一〇二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第四十二條の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附則（平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

附則（平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日のいづれか遅い日

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

（第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は新債務等処理法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十九条 附則第二条から第十五条まで、前二条及び第二十一条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年六月二二日法律第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成一四年二月一八日法律第一八八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十二條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二二日法律第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一〇二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第四十二條の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附則（平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

附則（平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日のいづれか遅い日

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
 (調整規定)

第七条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、前二条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第三条の改正規定中「第三条」とあるのは「第三条第一項」と、同法附則第十一条第九項の改正規定中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」とあるのは「第十三条第四項」と、「第十三条」を削り、「第十三条第四項」と、「第十三条」を削り、「第十三条」を「第十三条第三項」とする。

2 不当廉価建造契約防止法の施行の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の前である場合(前項に規定する場合を除く。)には、前条の規定は、適用しない。

附則 (平成二八年三月三十一日法律第一九号) 抄
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月一八日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第五条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、前条の規定は、適用しない。

附則 (平成三〇年五月二五日法律第二九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年六月一日法律第四〇号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、附則第二条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の第十三条第三項中第十三条第四項中改正規定「前二項」を「前三項」を「前各項」に改め、同項に改め、同項を同条第四項とを同条第五項とし、同条第二項を同条第三項	二項	三項	機構は、前二項	機構は、前三項
第十七条第同条第三項の下同条第四項の下第一項第一号に「及び第四項」に「及び第五項」の改正規定				
第十九条第三項				第四項
第十九条第一号				
附則第七条若しくは第三項、第三項若しくは第一項の改を「第三項若しくは第四項」を「若しくは第四項」				五項まで
正規定				

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

附則 (平成三〇年六月二二日法律第六三号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和二年六月三日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年三月三十一日法律第九号) 抄
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三十一日法律第七号) 抄
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第五条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、前項の規定は、適用しない。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附則 (令和五年四月二八日法律第一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和五年五月二二日法律第二四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六条、第七條、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第六條第二項の改正規定(第二十三條)を「第二十一條の五」に改める部分に限る。)、附則第二十条の規定(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十條第二項の改正規定(第二十三條)を「第二十一條の五」に改める部分に限る。)

を除く。)、附則第二十一條の規定、附則第二十二條の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十二條第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三條の規定、附則第二十四條の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七條の五第二項の改正規定(第十五條第一項)を「第十六條第一項」に改める部分に限る。)、同法第二十七條の十九の改正規定(第十五條)を「第十六條」に改める部分に限る。)

及び同法第三十五條第二項の改正規定(第十五條第一項)を「第十六條第一項」に改める部分に限る。)、附則第二十五條の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十三條第二項の改正規定(第二十三條)を「第二十一條の五」に改める部分に限る。)、附則第二十六條の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律

第一号)を「第二十一條の五」に改める部分に限る。)

第一号)を「第二十一條の五」に改める部分に限る。)

第一号)を「第二十一條の五」に改める部分に限る。)

第八十一号)第十九条の三の改正規定(「第八十一条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八十一条第二項の改正規定(「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。))並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日